

(受付時、当局が
バーコード貼付)

意匠特許申請書

(本申請書のフォームと順序、ゴシック文字を動かさないこと。 印の部分を記入してください。)

申請案番号 XXXXXXXXXX 事案内容：10008 事務所または申請人の案件番号：
XXXXXXXXXX

申請日：XX/XX/XX LOC 分類

一、意匠物品名称、(中国語/英語)

/

二、申請人：(1名)

姓名または名称：(中国語/英語)(署名捺印) ID：

/ ()

指定 発送受取人

代表者：(中国語/英語)(署名捺印)

/

住所または営業所在地：(中国語/英語)

国籍：(中国語/英語)

日本/Japan

三、創作人：(1名)

姓名：(中国語/英語)(署名捺印) ID：

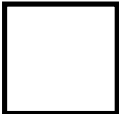
/

国籍：(中国語/英語)

日本/Japan

特許代理人：

姓名：1) 特許師  (捺印) ID：XXXXXXXXXXXX

2) 特許師  (捺印) ID：XXXXXXXXXXXX

証書記号：1) 台代字号第 XXXX 号 2) 台代字号第 XXXX 号

事務所住所：

電話番号：XX-XXXX-XXXX (内線 XXX)

E-MAIL：

四、声明事項

特許法第 110 条第 2 項第 1 款に指定した事実の発生日は 年 月 日であることを主張する。

特許法第 129 条の基準となっている第 27 条第 1 項の国際優先権を主張する。

【受理国家(地区)、申請日、申請案番号の順に記載してください。】

1. 日本；XXXX/XX/XX；XXXX-XXXXXX
- 2.

五、図説ページ数および規定手数料

図説 (X) ページ。

規定手数料：NT \$ 3000.00 (三千台湾元)

六、同封書類

- 1、図説一式 2 部 (図面 [] 図を含む)。
- 2、申請権証明書 1 部 (創作人と申請人が同一人ではない場合)。
- 3、委任書 1 部 (委任特許代理人または委託文書受取人)。
- 4、外国語による図説一式 2 部。
- 5、国際優先権を主張する証明書の正本と写真撮影した第 1 ページ各 1 部、写真撮影した第 1 ページの訳本 2 部 (特許申請と同時に声明を出し、申請書には外国での申請日と申請案番号、受理国家名を記載する)。
- 6、特許法第 110 条第 2 項第 1 款に指定した事実を主張する証明文書 1 部。
- 7、その他。